

平成25年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び
基本事項について

このことについて、別紙案を添えて請議します。

平成24年7月23日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、平成25年度愛知県公立高等学校入学者選抜を実施するに当たって、入学者選抜方法の基本方針及び基本事項を定める必要があるからである。

別 紙

平成25年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び 基本事項（案）

第1 基本方針

- 1 中学校教育の発展と充実に資するようにする。
- 2 高等学校教育を受けるに足る能力・適性を合理的に判定できるようにする。
- 3 定時制課程及び通信制課程においては、その実態に即し、簡素でしかも適正な方法によって選抜するようにする。

第2 基本事項

1 全日制課程の出願及び受検等について

- (1) 普通科については、学区内の全ての高等学校を第1群・第2群の二つの群に分け、各群を更にA・B二つのグループに分ける。また、第1群・第2群の双方に属する1・2群共通校を設置する。

専門学科及び総合学科については、県内の全ての高等学校をA・B二つのグループに分ける。

- (2) 志願者はA・Bグループのいずれか一方、又はその双方の学校へ出願し、入学検査を受検することができる。
- (3) 志願変更は、第1志望校、第2志望校のいずれか1校1学科に限り行うことができる。

志願変更を行う場合は、志望順位の変更も行うことができる。ただし、志望順位のみの変更はできない。

- (4) 入学検査は学力検査及び面接を実施する。

入学検査の実施期日は、Aグループを先に、Bグループを後にし、別の期日に行う。

- (5) 合格者の発表は、A・Bグループ同一期日とする。

2 定時制課程の出願及び受検等について

- (1) 入学者選抜を前期選抜と後期選抜の2回に分けて実施する。
- (2) 入学検査は作文及び面接を実施する。
- (3) 高等学校長が必要と認めた場合は、愛知県教育委員会に届け出て、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて学力検査を実施することができる。
- (4) 前期選抜は、全日制課程一般入学及び通信制課程前期選抜と併願することはできない。

(5) 前期選抜の合格者は、後期選抜及び通信制課程後期選抜に出願することはできない。

3 通信制課程の出願について

(1) 入学者選抜を前期選抜と後期選抜の2回に分けて実施する。

(2) 前期選抜は、全日制課程一般入学及び定時制課程前期選抜と併願することはできない。

(3) 前期選抜の合格者は、後期選抜及び定時制課程後期選抜に出願することはできない。

4 学力検査について

中学校学習指導要領（移行期間における特例として、追加して指導すべきとされる内容を含む。以下同じ。）における各教科の目標に即し、基礎的・基本的な事項について出題する。

(1) 全日制課程

ア 出題教科 国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。

外国語（英語）は、聞き取り検査を含むものとする。

イ 検査時間 国語、社会、数学及び理科はそれぞれ40分、外国語（英語）の聞き取り検査は10分程度、聞き取り検査以外の検査は35分とする。

ウ 配点 各教科それぞれ20点、計100点とする。

ただし、国際英語科及び国際教養科においては、傾斜配点を実施する。外国語（英語）の配点を1.2倍し、計104点とする。

(2) 定時制課程

ア 出題教科 学力検査を実施する高等学校の志願者は、基礎学力検査（中学校の国語、数学及び外国語（英語）の学習内容について基礎的な学力を検査するもの）を受検するものとする。

イ 検査時間 45分とする。

ウ 配点 30点とする。

5 調査書について

(1) 学習の記録

ア 学習の記録は、第3学年の評定を記入する。

イ 各教科の評定は、各教科別に中学校学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を5段階で記入する。5段階の表示は、5、4、3、2、1

とする。その表示は、中学校学習指導要領の目標に照らして、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1とする。

(2) 総合的な学習の時間の記録

「総合的な学習の時間」の学習活動の内容及び評価について、全学年又は特定の学年における顕著な事項等を記入する。

(3) 行動の記録

生徒指導要録の記録に基づき、第3学年を主たる対象として、十分満足できる状況にあると判断されるものについては○印を記入する。その場合、○印の人数比率は考えないものとする。

6 面接について

合否判定のための十分な資料を得るため面接を行う。

7 学習成績等評定一覧表について

中学校又は中等教育学校は、第3学年全学級の学習成績等評定一覧表を提出する。ただし、定時制課程及び通信制課程においては提出しなくてもよい。

8 合否判定の方法について

(1) 全日制課程

次の方法により合否判定を行う。

ア 校内順位の決定

各高等学校長は、次の方法により当該高等学校・学科の受検者の校内順位を決定する。

(7) 調査書の「学習の記録」の評定得点（評定合計を2倍にした数値とする。以下同じ。）及び学力検査合計得点（学力検査を実施する5教科の得点の合計点とする。以下同じ。）による分布表を作成する。

なお、調査書の「学習の記録」の評定合計は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の9教科の合計とし、評定合計の最高を45とする。評定得点は、最高を90点とする。

ただし、音楽科、美術科、スポーツ科学科、国際英語科及び国際教養科については、次のとおり、傾斜配点を行う。

音楽科については音楽の評定を1.5倍、美術科については美術の評定を1.5倍、スポーツ科学科については保健体育の評定を1.5倍、国際英語科及び国際教養科については外国語の評定を1.5倍し、評定合計の

最高を47.5とする。評定得点は、最高を95点とする。

(イ) 受検者を上記の分布表に基づき、「A」及び「B」に分ける。

a 「学習の記録」の評定得点の累積人数及び学力検査合計得点の累積人数がともに各高等学校の定める基準人数内にある者について、その他の入学者選抜の資料を総合的に判断したうえで、この者を「A」とする。

なお、基準人数は、一般入学募集人員（各高等学校の募集定員から推薦入学等の合格者数を減じた人数とする。）を原則とする。

b 上記「A」に属さない全ての受検者を「B」とする。

(ロ) 校内順位の決定は、「A」、「B」の順序で、次の資料により総合的に行う。下記のうち特にaの「調査書の記載事項」を十分尊重するものとする。

a 調査書の記載事項

(a) 「学習の記録」

(b) 「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「特別活動以外の諸活動の記録及び特技」、「行動の記録」及び「その他の特記事項」

(c) その他の記載事項

b 学力検査の結果

c 面接等の結果

d その他の資料

(a) デザイン科、クリエイティブデザイン科、音楽科及び美術科における特別検査の結果

(b) スポーツ科学科における特別検査の結果及び文部科学省制定新体力テスト記録

(c) 海洋科学科における健康診断書の記載内容

(d) 自己申告書の記載内容（提出者のみ）

ただし、「B」における順位の決定については、各高等学校があらかじめ選択した次のⅠ、Ⅱ、Ⅲのいずれかの方式によって得られた数値を基礎資料としたうえで、これと上記の資料により総合的に行うものとする。

Ⅰ (評定得点) + (学力検査合計得点)

Ⅱ {(評定得点) × 1.5} + (学力検査合計得点)

Ⅲ (評定得点) + {(学力検査合計得点) × 1.5}

イ 合格候補者の決定

各高等学校において決定した校内順位に基づき、次のとおり、合格候補者を決定する。

第1志望校、第2志望校とも合格圏内にあるときは、第1志望校を合格校とする。このことに伴い、欠員が生じた場合は、当該校を志望校とした受検者の中から、繰り上げて合格候補者を決定する。

ウ 合格者の決定

各高等学校長は、合格候補者名簿をもとに、合格者を決定する。

(2) 定時制課程

合否の判定は、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて、次の資料により総合的に行う。下記のうち特にアの「調査書の記載事項」を十分尊重するものとする。

ア 調査書の記載事項

(ア) 「学習の記録」

(イ) 「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「特別活動以外の諸活動の記録及び特技」、「行動の記録」及び「その他の特記事項」

(ウ) その他の記載事項

イ 作文の結果

ウ 面接等の結果

エ 学力検査の結果（学力検査を実施する高等学校のみ）

オ 自己申告書の記載内容（提出者のみ）

(3) 通信制課程

調査書、自己申告書（提出者のみ）等の審査により合否判定を行う。

合否判定のための十分な資料を得るため、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて作文及び面接又はそのいずれかを行うことがある。

9 普通科における特例措置について

(1) 普通科において推薦入学を行う。

(2) 推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たす者で、中学校又は中等教育学校の校長の推薦を得た者とする。

ア 平成25年3月に中学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であること。

イ 当該学科を志望する意志が強く、動機・理由が明白・適切であること。

ウ 人物及び学習成績が優れていること。

(3) 推薦入学の合否判定にあたっては、次の㉠から㉣までのいずれかの選抜

基準に基づいて行う。

㉗ 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者。

㉘ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者。

㉙ 人物が優れており、調査書の「学習の記録」が優秀である者。

各高等学校は、特に㉗及び㉘に関する基準を設定するにあたっては、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立って、適切な基準を設けることに努める。

(4) 推薦入学志願者に対しては、学力検査を行わず、面接を実施し、合格者を決定するものとする。

面接においては、面接時間の一部（3分程度以内）で、受検者に自己の特性などを「ことばによる自己表現」として発表させることとする。

(5) 合否の判定は、提出された書類の内容及び面接等の結果を資料として総合的に行う。

(6) 推薦入学による合格者数は次のとおりとする。

選抜基準㉗、㉘及び㉙に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の10%程度から15%程度とする。

ただし、15%を超える場合は、当該高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得ることとするが、合格者数の合計が、当該高等学校・学科の募集人員の20%を超えることはできない。

なお、選抜基準㉙に該当する合格者数は、選抜基準㉗及び㉘に該当する合格者数の合計の50%以下とし、選抜基準㉘に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

(7) 推薦にあたっては、通学時間等を考えて、通学に便利な学校に出願するよう指導するものとする。

(8) 推薦入学合格者は、一般の入学者選抜学力検査を受検することはできない。

10 職業、体育、外国語及び国際教養に関する学科における特例措置について

(1) 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉、体育、外国語及び国際教養に関する学科において推薦入学を行う。

(2) 推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たす者で、中学校又は中等教育学校の校長の推薦を得た者とする。

- ア 平成25年3月に中学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であること。
- イ 当該学科を志望する動機・理由が明白・適切であること。
- ウ 当該学科に対する適性及び興味・関心を有すること。
- エ 人物及び学習成績が優れていること。
- オ 体育に関する学科を志願する者については、運動の分野において顕著な活躍をした者であること。
- (3) 推薦入学の可否判定にあたっては、次の㉗から㉕までのいずれかの選抜基準に基づいて行う。
- ㉗ 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者。
- ㉘ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者。
- ㉙ 人物が優れており、調査書の「学習の記録」が優秀である者。
- ㉕ 将来、農業又は水産に関する職業に就く、若しくはこれらの後継者となる意志を有する者。（農業又は水産に関する学科の志願者の場合のみ。）
将来、介護福祉士等社会福祉に関する資格を取得する意志を有する者。（福祉に関する学科の志願者の場合のみ。）
将来、看護師の資格を取得する意志を有する者。（衛生看護科の志願者の場合のみ。）
- 各高等学校は、特に㉗、㉘及び㉕に関する基準を設定するにあたっては、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立って、適切な基準を設けることに努める。
- (4) 推薦入学志願者に対しては、学力検査を行わず、面接を実施し、合格者を決定するものとする。
- 面接においては、面接時間の一部（3分程度以内）で、受検者に自己の特性などを「ことばによる自己表現」として発表させることとする。
- なお、デザイン科、クリエイティブデザイン科、スポーツ科学科、国際英語科及び国際教養科においては、特別検査も併せて実施し、合格者を決定するものとする。
- (5) 可否の判定は、提出された書類の内容及び面接等の結果を資料として総合的に行う。
- (6) 推薦入学による合格者数は次のとおりとする。

選抜基準㉗、㉘、㉙及び㉚に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の30%程度から45%程度とする。

ただし、45%を超える場合は、当該高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得ることとするが、合格者数の合計が、当該高等学校・学科の募集人員の50%を超えることはできない。

なお、選抜基準㉘に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

- (7) 推薦にあたっては、通学時間等を考えて、通学に便利な学校に出願するよう指導するものとする。
- (8) 推薦入学合格者は、一般の入学者選抜学力検査を受検することはできない。

11 音楽及び美術に関する学科における特例措置について

- (1) 音楽及び美術に関する学科において推薦入学を行う。
- (2) 推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たす者で、中学校又は中等教育学校の校長の推薦を得た者とする。

ア 平成25年3月に中学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であること。

イ 当該学科を志望する動機・理由が明白・適切であること。

ウ 当該学科に対する適性及び興味・関心を有すること。

エ 人物及び学習成績が優れていること。

- (3) 推薦入学の合否判定にあたっては、次の選抜基準に基づいて行う。

㉗ 人物が優れており、当該学科の分野で優れた能力・適性及び実績等を有する者。

㉘ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者。

各高等学校は、特に㉗及び㉘に関する基準を設定するにあたっては、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立って、適切な基準を設けることに努める。

- (4) 推薦入学志願者に対しては、学力検査を行わず、面接及び特別検査を実施し、合格者を決定するものとする。

面接においては、面接時間の一部（3分程度以内）で、受検者に自己の特性などを「ことばによる自己表現」として発表させることとする。

- (5) 合否の判定は、提出された書類の内容、面接及び特別検査の結果を資料として総合的に行う。

(6) 推薦入学による合格者数は次のとおりとする。

選抜基準⑦及び⑧に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の30%程度から45%程度とする。

ただし、45%を超える場合は、当該高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得ることとするが、合格者数の合計が、当該高等学校・学科の募集人員の50%を超えることはできない。

なお、選抜基準⑨に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

(7) 推薦にあたっては、通学時間等を考えて、通学に便利な学校に出願するよう指導するものとする。

(8) 推薦入学合格者は、一般の入学者選抜学力検査を受検することはできない。

12 総合学科における特例措置について

(1) 総合学科において推薦入学を行う。

(2) 推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たす者で、中学校又は中等教育学校の校長の推薦を得た者とする。

ア 平成25年3月に中学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者であること。

イ 当該学科を志望する動機・理由が明白・適切であること。

ウ 当該学科に対する適性及び興味・関心を有すること。

エ 人物及び学習成績が優れていること。

(3) 推薦入学の合否判定にあたっては、次の⑦から⑩までのいずれかの選抜基準に基づいて行う。

⑦ 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者。

⑧ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者。

⑨ 人物が優れており、調査書の「学習の記録」が優秀である者。

各高等学校は、特に⑦及び⑧に関する基準を設定するにあたっては、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立って、適切な基準を設けることに努める。

(4) 推薦入学志願者に対しては、学力検査を行わず、面接を実施し、合格者を決定するものとする。

面接においては、面接時間の一部（3分程度以内）で、受検者に自己の特性などを「ことばによる自己表現」として発表させることとする。

(5) 合否の判定は、提出された書類の内容及び面接等の結果を資料として総合的に行う。

(6) 推薦入学による合格者数は次のとおりとする。

選抜基準⑦、⑧及び⑨に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の30%程度から45%程度とする。

ただし、45%を超える場合は、当該高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得ることとするが、合格者数の合計が、当該高等学校・学科の募集人員の50%を超えることはできない。

なお、選抜基準⑩に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

(7) 推薦にあたっては、通学時間等を考えて、通学に便利な学校に出願するよう指導するものとする。

(8) 推薦入学合格者は、一般の入学者選抜学力検査を受検することはできない。

13 海外帰国生徒にかかる入学者選抜について

(1) 愛知県立中村高等学校普通科、愛知県立豊田西高等学校普通科、愛知県立刈谷北高等学校普通科、愛知県立豊橋東高等学校普通科、名古屋市立名東高等学校国際英語科及び愛知県立千種高等学校国際教養科において、一般の入学者選抜学力検査に先立って海外帰国生徒にかかる入学者選抜を行う。

(2) 海外帰国生徒にかかる入学者選抜の志願者に対しては、学力検査及び面接を実施する。

学力検査出題教科は、国語、数学及び外国語（英語）の3教科とする。

(3) 出願資格、出願の手続き、合格者の決定、その他海外帰国生徒にかかる入学者選抜方法については、平成25年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項に定めるところによるものとする。

14 外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜について

(1) 愛知県立名古屋南高等学校普通科、愛知県立小牧高等学校普通科、愛知県立衣台高等学校普通科及び愛知県立豊橋西高等学校普通科において、一般の入学者選抜学力検査に先立って外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜を行う。

(2) 外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜の志願者に対しては、

学力検査及び面接を実施する。

学力検査出題教科は、国語、数学及び外国語（英語）の3教科とする。

- (3) 出願資格、出願の手続き、合格者の決定、その他外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜方法については、平成25年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項に定めるところによるものとする。

15 連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜について

- (1) 愛知県立新城東高等学校作手校舎人と自然科、愛知県立田口高等学校普通科及び林業科において、一般の入学者選抜学力検査に先立って連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜を行う。
- (2) 連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜の志願者に対しては、面接及び中高連携のもとに行われる学習のまとめの発表を実施する。
- (3) 出願資格、出願の手続き、合格者の決定、その他連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜方法については、平成25年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項に定めるところによるものとする。